

二ノ六、法成寺撰政記 寛弘四年（一〇〇七年）五月八日の条

出典 史料綜覧卷一 東大史料編纂所編纂

法成寺撰政記は御堂関白記の別称。

解説 藤原道長はこの年、六月八日に笠置寺に参詣しているが、その一ヶ月前にあたるこの記事は参詣に関する女官の任命があつたのであろう。

原文 内侍除目、左大臣道長笠置寺に詣づ

二ノ一ノ六、

中右記（藤原宗忠）

出典 増補史料大成十三卷

解説 末法思想におびえた平安時代、貴族達には浄土への信仰を強め、来世での救済を希求して弥陀の浄土に生まれんことを夢見ると共に、弥勒の浄土である兜率天への上生を願う信仰が盛んになっていった。これを背景に京の都からそう遠くない笠置寺の弥勒磨崖仏が信仰の対象となり、数多くの貴族達が参詣ようになった。

藤原道長の次男である頼宗の直系の曾孫、右大臣藤原宗忠は父の宗俊が死後兜卒天に上生していることを宰相宗通の夢想によつて確信して以来、弥勒信仰を強めていた。そのため宗忠は笠置寺に足を運ぶ事が多く、その三回目の参詣の記録が中右記に残されている。

これによると単に信仰心に依る参詣だけでなく、木津川の水運をうまく利用して川遊びや酒席を繰り返しながら、物見遊山を楽しむ平安貴族の姿がここに見られる。

原文

元永元年九月廿六日の条

天漸明、残月幽、早出舟、辰剋着飯岡、治部卿庄有儲、暫留舟令盃酌、不程程早出舟、未剋着木津、經尋僧都送儲、則出舟、日入之後留賀茂上号所、從泉木津及三四十町也、入夜奈良已講來、散日者不審、今夜留此所、

元永元年九月廿七日の条

朝經尋僧都又送儲、卯剋出舟、漸沂流、南北山勢誠險阻、奇巖怪石風流勝絶、河水漲來、高棹迅瀨、已着笠置津、春日神主伊房送女騎馬五六疋、自此寄舟登坂、女房令乘舁之、或令騎馬、土御門之上具申也、登坂十町許、参着弥勒石像前、先供養經、以兼禪已講為講師此寺別当也、題名僧十口、人々經合五部、此外八名經心經阿弥陀經十卷、則事了、給被物布施、又誦經、心中所願何者、先帝聖靈、過去双親、所生五女、共生慈尊出世之時、皆逢法華演說之日、遂知今日之願互成歡喜之心、又今日相具所参詣、初從妻子奴婢、及于田夫牛馬、皆逢三会之暎、悉結一乘之縁、此趣令啓白、且致祈念、且行礼拜、事了暫留僧房、早有盃酌、春日神主伊房送儲也、且給下人等、忿帰下坂、申剋乘舟、棹流二三町許指登、近望河源、巖石高崎、流水逆教、自斯舟不通、水底甚深、全不及棹、於事有恐、早以随流廻舟、及乗燭着泉木津渡瀨、維舟留此所、東南院講覺樹君送儲、又土御門大和庄送菓子酒肴、

元永元年九月廿八日の条

卯剋出舟、随流水如飛下行、未剋到木津川尻、八幡権別当同賢送儲物、暫留舟勸盃酌、申剋許出舟、秉燭之程着桂川尻、鳥羽西岸 乗車亥剋許帰京、此間小雨、終夜雨下、道間無風雨難、  
参此山三箇度也、毎度願趣只以如此也、

読み下し

\*元永元年(一一一八年)九月

九月二六日の条

天漸く明け残月幽かなり。早く舟を出し、辰の剋(午前八時)飯岡(現田辺町)に着く。治部卿(源能俊。一〇七一〜一一三四年。一一三一〜三四年には大納言)の庄にて儲(送別の宴)有り。暫く舟を留め盃酌をせしむ(あるいは命ずか?)。程経ずして早くに舟を出だし、未の剋(午後二時)木津に着く。経尋僧都、儲を送りて則ち舟を出す。日入りての後、賀茂に留まり号所に上がる泉木津従り三四十町に及ぶ也。

夜に入りて奈良より已講(僧の職名、三会の講師を勤めた僧)来たる。散日は審らかならず。今夜此の所に留まる。

九月二七日の条

朝経尋僧都又儲を送る。卯の剋(午前六時)に舟を出し、漸く流れを浜ぼる。南北の山勢誠に險阻にして、奇巖怪石の風流勝絶す。河水漲り來り、高棹瀬に迅やかなり。已にして笠置の津に着く。春日神主伊房女、騎馬五六疋送る。

此れより舟を寄せ坂に登る。女房は輿に乘らしめ之を昇ぎ、或いは騎馬せしむ。土御門の土具申也。坂を登ること十町許にして弥勒石像前に参着す。

先ず経を供養し、以つて兼禪已講をもつて講師と為す。此寺別当也。題名の僧十口(十人)、人々経合はせすること五部、此の外八名経、心経、阿弥陀経十卷。則ち事了り、被物布施を給い、又誦経す。

心中に願う所は何か。先帝の聖靈、過去の隻親、所生(生みの子)の五女、共に慈尊出世の時に生れ、皆法華演説の日に逢い、遂に今日の願を知り、互いに歡喜の心を成すを遂げんことを、又今日相い具して参詣する所、初め妻子奴婢より田夫牛馬に及び、皆三会の曉に逢いて悉く一乘(衆生を乗せて悟りに赴かせる教への例え)の縁を結ばれんことを。

此の趣を啓白(本尊の前でこれから行われることを告げ申すこと)せしめ、且つ祈念を致し、且つは礼拝を行う。事了り暫く僧房に留まり、早や盃酌有り。春日神主伊房、儲を送る也。且つ下人等にも給う。忿ぎ帰りて坂を下る。

申の剋(午後四時)、舟に乗り、棹を流し二三町許り指して登る。近望の河源、巖石の高崎、流水逆発し、斯より舟通らず。水底甚だ深く、全く棹も及ばず。事に於いて恐れ有り、早く以つて流れに随い舟を廻らす。

秉燭(夕刻)に及び泉木津の渡瀬に着き、舟を維ぎ此の所に留む。東南院已講覺樹君(一

○八一〜一一三九年、大治四年（一一二九）に宗忠は病氣であつた覺樹の見舞いにその住する光明山を訪れている『中右記』大治四年十二月十七日条。歌人としても知られている。儲を送る。又土御門大和の庄菓子酒肴を送る。

九月二十八日の条

卯の剋（午前六時）に舟を出す。水の流れるに随い、飛び下るが如く行く。未の剋（午後二時）木津川尻に到る。八幡権別当同賢儲物を送る。暫く舟を留め盃酌を勧む。申の剋（午後四時）許りに舟を出す。

乗燭の程、桂川尻に着く。鳥羽西岸。乗車し亥の剋（午後四時）許に京に帰る。此の間小雨。夜を経て雨下る。道の間、風雨の難無し。

此の山に参ること三箇度也。毎度願う趣は只以て此の如き也。

二ノ一ノ七、玉葉 安元二年（一一七六年）十一月三日の条

出典 玉葉 国書刊行会

解説 法皇は後白河法皇のこと。法皇は弥勒石仏を礼拝し龍華会を催された。その後、笠置寺は法皇から法華供料として田畠十町を賜っている。

原文

三日申辰、（中略）今暁、法皇笠置寺に参詣し給うと云々。密々の事と云々。

五日丙午、天晴る。法皇、笠置寺自り至る。

二ノ一ノ八、一代要記己集 高倉天皇の条

出典 一代要記己集(新訂増補史籍集覽)

解説 玉葉の後白河法皇笠置寺参詣を裏付ける史料

原文

(安元)二年(中略)十一月三日、院、笠置寺に御幸す。

